落書き防止対策としての壁画制作に関する研究

A study on Painting Murals as a Method of Preventing Graffiti

小林茂雄*

Shigeo KOBAYASHI

This research investigated the recent adoption of legal graffiti walls and mural paintings as preventative measures against illegal graffiti, and it outlined their advantages and limitations. Mural painting activities generally conflict with those of people engaging in graffiti, causing lack of contact between wall painters and graffiti writers. It has been reported that legal graffiti walls increase illegal graffiti in the surrounding areas even if they work in the early stages. Therefore, this research examined the possibility of mural painting activities for young people engaging in graffiti. It predicted that inviting public participation and cooperating with residents would lead to the prevention of illegal graffiti and to regional revitalization. Finally, the research experimentally produced two constructive and effective mural painting activities in Tokyo.

Keywords: *graffiti, mural, urban landscape, legal wall, residents participation*

落書き、壁画、都市景観、リーガルウォール、住民参加、

1. 研究の背景と目的

近年、屋外空間にスプレー塗料などを用いて描かれる落書きが増加しており、各地で深刻な問題になっている。落書きは建物の壁面、店舗のシャッター、高架下の壁、トンネルの壁面などで多く、大半のものは「グラフィティ」と呼ばれるストリートアートの影響を受けた描写である。1990年頃から東京や大阪などの大都市部で顕著になり、2000年頃より郊外や地方都市にも広がるようになった。落書きは、対象物に損害を与えると共に、周辺の景観を損ね、他の落書きを誘発し、住民や歩行者に不快感や恐怖感を与えるなど、様々な悪影響を持っている。そうした落書きを防止する対策として、自治体レベルでは落書きの取り締まりを強化するための条例を制定する動きがみられ[注1)]、自治会や商店会などの街単位では落書きを一斉に消去したり、ポスターやチラシなどを通じた啓発活動が行われるようになった。そして、落書き対策の一つとして、落書きを消去するのではなく、そこに壁画を制作するという活動もでてきている。本研究では「壁画」を、合法的に描かれた屋外の絵画という意味で用いている。

一方で、落書きをする側の目的には、自分や仲間の行動範囲を明示すること、汚したり損害を与えたりすることによる欲求不満の解消、流行への便乗、遊び半分、などの確固とした意思を持たないものが多い。ただし必ずしも安易な動機によるばかりではなく、屋外空間における芸術としての自己表現の手段の一つとして真剣に取り組んでいるものもいる。対象物に損害を与えることを意図するのではなく、絵によって逆に街を美化し活気を与えたいとまで考えていたりする[注2)]。ただし、許可を得ずに描かれる落書きは、その描写がいかに優れていても違法であることに変わりはなく、社会的に決して受け入れられるものではない。

筆者は落書を違法性の観点からだけではなく、その表現が街の景観にどのような影響を及ぼすのかという観点に着目して研究してきた。これまで、落書きを、短時間で描かれる簡素で暴力的なものや手の込んだ表現などのものに分類し、それらが描かれている場所の特徴を分析したり[1)]、違法な落書きと合法的な壁画が周辺景観に与える影響について否定的な側面と肯定的な側面について検討したり[2)]した。その結果、殺風景な場所や寂れた景観に描かれた落書きは、色使いやデザインが適切であれば、違法なものであると認知されていても、周囲によい影響を与えやすいということが分かった。

本研究は、現在の落書き対策の中で壁画制作に焦点を当てるものである。街に絵を描くという行為自体は、違法な落書きでも落書き防止のための壁画でも同一であることから、両者は必ずしも対立するものではなく、両立できるのではないかと考えられる。そこで、はじめに現状の落書き対策としての壁画制作活動の長所と短所を整理し、次に、落書き行為者も参加できるような、より建設的で効果的な壁画制作の進め方に

*　武蔵工業大学工学部建築学科　助教授・博士（工学）　Assoc. Prof., Dept. of Architecture, Musashi Institute of Technology, Dr. Eng.

ついて検討する。そして、大学生らによる壁画制作の実験を実施し、今後の取り組みに対する課題を示す。

2. 落書き対策としての壁画制作の現状

2.1 一般的な壁画制作活動

屋外空間に壁画を制作することは、商業的なものから公共的なものまで古くから数多く行われている。その中で1990年代後半より、壁画制作の目的の一つとして落書きを防ぐことが含まれるようになってきた。それは、壁画による景観美化や地域の活性化を期待すると共に、無地の壁面よりも絵が描かれた壁面の方が落書きすることへの抵抗感が大きくなるという、落書き行為者の心理を踏まえたものである。

そこで、1998年から2003年までに制作された壁画の中で、落書き対策を目的の一つとして制作されたものと、一般市民と協同して制作されたものの事例を調査した。対象としたのは、新聞や雑誌、地方自治体や市民団体の広報誌などで取り上げられたものである。ただし、広告的な壁面や、公共性の薄いものは対象としていない。表1に壁画の特徴を示し、壁画の写真の一部を図1に示す。

大規模な壁画は、トンネルや防波堤など土木構造物に制作されることが多い。トンネルの壁画（No.6･10･11･13･19・20･28）は、落書きや汚れなどによって、暗く、怖いイメージが与えられていたものを、壁画によって明るく、安心できる空間にしようとしている。トンネル内の描写には、高彩度の色彩や大胆な絵が用いられやすいという特徴がある。それは、閉鎖された暗い空間であるため特徴的な絵でないと目立ちにくいことと、周辺景観との調和に対する問題が小さく自由な彩色でも成立しやすいためだと考えられる。一方、街なかの壁画で顕著なのは、店舗の壁面やシャッターに対するものである（No.2・4・24）。シャッターは都市部において落書きが最も多い対象の一つで、被害率が20%を超えるような地域[1]もある。落書き防止の目的以外に、閉店後や休業日の街路景観を賑やかにしようとする意図があり、街の活性化へも貢献している。

壁画の制作は、建物の壁面やシャッターなど私的なものや小規模なものは、イラストレーターなどの専門家に依頼されていることが多い。一方、近年の落書き対策としての大規模な壁画は、地元の小中学生、美術系の学生に依頼する事例が増えており、住民らがボランティアとして協同することもある。そのような公共性の高い場所での壁画のテーマとしては、自然、花畑、水族館、街の歴史など、明るく、暖かいイメージを与えるものが取り上げられることが多い。海岸や水辺の場所では、魚など海の生物が多く描かれている（No.1･9･16･22･27）。その街の歴史や、四季折々の風物詩、風景が描かれることも多く、街を表すシンボルとしての役割を担っていることもある(No.5･8･12･18･19･23･25･28)。

表1　壁画制作活動の主な事例

No.	場所	制作時期	描き手	絵のテーマ	規模	目的
1	神奈川県横須賀市・馬堀海岸護岸の壁面	1998年8月	市民	あなたにとっての海	1m×1km	絵を通して市民と海とのふれあい
2	東京都渋谷区・原宿竹下通り商店街の店舗シャッター	1998年11月	20数名の美大生グループ	描き手の自由	24箇所	落書き防止、夜間の環境改善
3	山口県宇部市・藤曲地下道の壁面	1999年8月	地元中学生	スイミー、エビや魚の絵	1.5×25m	地下道美化活動
4	沖縄県沖縄市・パルミラ通りの壁面	1999年12月	イラストレーター	ゴザのまちなかよし	4×10m	歩くだけで楽しくなる商店街
5	広島県沼隈郡内海町・横山海岸の防波堤の壁面	2000年7月	地元高校美術部生徒	地球上の生きもの	1.2×30m	落書き防止・景観保護
6	福岡県瀬高山門郡瀬高町・九州自動車道下のトンネル壁面	2000年11月	地元小学生と保護者、ボランティア	瀬高の現在、過去、未来	高さ3m	トンネルの美化と地元への愛着向上
7	新潟県岩船郡朝日村・古渡路地下横断歩道の壁面	2000年11月	地元小学生	朝日村の花であるヒマワリ	高さ4m	落書き防止・子どもたちの教育効果
8	東京都渋谷区代々木上原・井の頭通りガード下の壁面	2001年4月	地元住民とNPO	並木・野鳥・水鳥	3×50m	落書き消去と防止
9	三重県紀勢町錦・錦漁港内「向井ケ浜遊パーク」防波堤の壁面	2002年6月	地元小学生、教師	「神武天皇上陸」伝説	1.6×200m	地域の環境を大切にする美術教育
10	島根県東出雲町出雲郷・県道沿い歩道連絡用トンネルの壁面	2002年8月	地元小中学生、地元住民	水族館	2×8m	落書きの自衛策、美化活動
11	神奈川県鎌倉市小袋谷・ＪＲ横須賀線下トンネルの壁面	2002年8月	地元中学生	海	高さ2～5m	落書き防止・子供たちの安全
12	大阪市都島区・京阪電鉄京橋駅高架下の壁面	2002年8月	アマチュア画家ら	ジャズ	高さ1.5m	落書き防止
13	東京都渋谷区代官山・西郷橋下トンネルの壁面	2002年10月	地元中学生（原画）と住民	代官山の四季	2×30m	落書き抑止
14	大阪府泉南市堀川ダムの壁面	2003年3月	地元中学校美術部生徒	自然	3×30m	環境美化・地域文化の向上
15	神奈川県横浜市港南区・京急線ガード下の壁面	2003年6月	地元の高校美術部生徒、小学生	太陽と大海原、白い花と虹	高さ4m	ガード下の美化活動
16	福岡県東区・地下道の壁面	2003年6月	地元中学美術部生徒	色鮮やかな熱帯魚や動物	1×7m	落書き防止、壁画制作
17	神奈川県津久井郡・相模湖町駅前公園の4つの壁面	2003年7月	地元中学生	豊かな自然	4箇所	落書き防止
18	神奈川県平塚市浅間町・文化公園西側のブロック塀の壁面	2003年7月	地元中学美術部生徒	自然いっぱいの光景	幅20m	落書き防止・周辺美化
19	神奈川県川崎市川崎区・市道天飛トンネルの壁面	2003年8月	地元中学生、ホームレスなど	天女の羽衣	2.5×200m	景観の改善、地域の共同作業
20	神奈川県伊勢原市上粕谷・厚木21号トンネルの壁面	2003年8月	地元の高校美術部生徒、主婦ら	イルカや太陽、動物や花	2×40m	落書き防止
21	岐阜県恵那市大井町・旧金物屋跡地の壁画	2003年8月	地元小中学生	ヒマワリや魚、海の景色	2.5×30m	落書き防止
22	滋賀県大津市追分町・地下道の壁面	2003年8月	地元小中学生、大学生	水辺の様子	2.5×40m	落書き防止、美化活動
23	神奈川県相模原市・大河原陸橋連絡通路の壁面	2003年9月	地元小学生（原画）、美大生	四季折々の花	1×26m	落書き防止、親しまれる通学路
24	東京都町田市・原町田商店街酒店の壁面	2003年9月	地元絵画教室の生徒、小中高生	猫風	8×20m	落書き防止、街の目玉になるような作品
25	茨城県取手市・ＪＲ常磐線第二浜街道ガード下の壁画	2003年9月	美大生と教員、ボランティア	取手の風物詩と縄文土器	6×40m	取手市のアートプロジェクト活動
26	神奈川県横浜市港南区港南台・原乃橋高架下の壁画	2003年10月	地元中学生、地元住民	ヒマワリや風船	3×25m	高架下の安全と美化
27	愛知県日進市・相野山福祉会館の壁面	2003年10月	地元小学生、職員	水族館	2.3×15m	落書き防止
28	東京都渋谷区代々木上原・1号トンネルの壁面	2003年12月	地元小学生、地元住民	菜の花畑	3×100m	落書き防止

2. 竹下通り商店街　店舗シャッター

8. 代々木上原　ガード下壁面

13. 代官山　西郷橋トンネル

20. 伊勢原市　厚木21号トンネル

24. 原町田商店街　酒店の壁面「猫風」

図1　壁画写真

制作された壁画の上には、どれもその後落書きされる被害が減少しており、目的を達成している。ただし、完全に落書きがなくなるわけではなく、継続して修復作業に取り組んでいるところもある（No.2・4・8・13）。

2.2 合法的な落書き壁（リーガルウォール）の特徴

落書き対策の一つとして、リーガルウォール（legal wall）やフリーウォール(free wall)と呼ばれるものがある。これは、街なかに自由に絵を描いてもよいという壁面を設定し、表現する要求を満たす場所を作ることによって、限定されたエリア以外の違法な落書きを増やさないようにするものである。単に合法的にグラフィティなどの壁画を制作したものを、リーガルウォールやリーガルグラフィティウォール（legal graffiti wall）と呼ぶこともあるが、ここでは誰もが自由に描いてもよい場所を設定したものを指す。リーガルウォールは、グラフィティの流行に応じて、1980年代にアメリカ各地で、1990年代にヨーロッパの都市で導入された。街で自分の絵を表現したいという強い意思を持った若者によって、完成度の高い壁画が制作されることも多い。日本国内ではお祭りやイベントなどで短期的に取り入れられた事例はあるものの、継続的に導入している場所はない。

リーガルウォールは、初期的にはうまく機能し、街への落書きは減少するといわれる。しかし、徐々にその周辺部分に落書きが増え始め、長期的には落書きが増加することが多いといわれている[注3)]。その原因として、壁面がすぐに埋まり絶対数が不足すること、タグやスローアップといった簡素な落書きが蔓延すること、落書きの練習場として利用されること、落書きをすることの刺激を若者に与えることなどが挙げられている。そのため、現在リーガルウォールを設置している都市は多くはない。導入している所では、短期的に小規模な場所で実施したり、壁面を放置せずにある程度管理したりしている状況にある[注4)]。図2に近年のリーガルウォールでの描画風景を示す。

2.3 リーガルウォールの導入に対する考え方

日本でリーガルウォールのような合法的な落書き壁を導入することについて、現状の考え方を把握するため、参加する側と管理する側から意識を調査した。参加する側の立場として、「グラフィティ」と呼ばれるタイプの絵を許可なく屋外空間に描いたことのある経験者に、行為の目的など7項目についてインタビューを行った。インタビューの対象者は、知人を通した紹介と、インターネットなどからコンタクトを得た24名である。2002年7月～2003年4月に実施したが、大半の者からは数項目の回答しか得られなかった[注5)]。表2に全ての項目に回答していただいた7名の結果を示す。A～Dの回答者は比較的強い目的意識を持っているといえ、E～Gの回答者は比較的目的意識が弱いといえる。7名中6名は

（1）ロサンゼルス・ベニスビーチ（2004年10月）

（2）カナダ・オタワ郊外（2003年）

図2　リーガルウォールでの壁画制作風景

表2 グラフィティに携わる若者へのインタビュー調査結果

職業・性別・年齢	A	B	C	D	E	F	G
	ライター　男33才	ライター＆店員　男20代	会社員　男33才	アーティスト　男22才	学生　男　20代	アルバイト　男　23才	フリーター　男
描くもののタイプ	人の顔などが多い。基本的に人間が好きなので。	その時表現したい、訴えたい物。	好きな言葉や絵。言おうとしてる事が伝わるように。	デザインするので決めてない。	だいたいタグやスローアップばかり。大きさは自分と同じ位。	文字よりも絵が多い。	イラストのようなもの。あとはグループのサイン
今まで描いた数	数えた事がないので、はっきりとはわからないが100弱。	ピースを10ぐらい。	ちゃんとしたのは10くらい。	結構たくさん。でもまだまだ。	数えてないから分からない。	10ぐらい。	大規模なものは1回だけ。タグは無数。
描く目的	自己主張。	自己主張、自己表現。	絵によって人をびっくりさせたいし、また和ませたい。	でっかくなるため。	わからない。自分のためかな。	自己満足！！	自己満足。
描く場所、主な対象物とそこを選ぶ理由	地元の県内とその周辺。対象物は壁、シャッター、車等とまちまち。	北海道、沖縄除いた本州各地。理由はそこに壁があるから。	高架橋の下や車/電車から見える場所。個人所有の物/店には描かない。	昔は人様（個人）に迷惑にならないところに。今はアポイントメントをとって描く。	自分の家からちょっと離れた場所。警察に捕まらないために。	地元で壁に描くことが多い。平面のほうが描きやすいから。	何も描かれていない壁があると描きたくなる。
対象物に対して描く物を考えているか	考えている。描くからには、人に認められるモノを描きたいので。	赤子や子供が多い場所では和んだりほのぼの出来るようなものを描く。	考えていない。	自己満足じゃないので場所にあわせる。	壁によってスプレーの定着力が違うから、そこは考える。	まったく考えてない。	考えない。
公共物に描くことに対しての罪悪感	罪悪感はある。だから公共物にやらないようにしている。やる時は防波堤とか山奥の高速道路の柱等、人の迷惑にならない場所を選ぶ。	罪悪感が無いとは決して言えない、描く事を肯定出来なければ否定も出来ない。	罪悪感はなし。誹謗中傷ただのいたずら描きでなければ大きいキャンバス！ただ昔ながらの良き日本の情緒があるところは避ける。	罪悪感はある。	罪悪感はある。常にそれは頭の隅に入れている。	罪悪感はある、ごめんなさい。	（落書きをしていた）当時はなかったが、現在は悪いと思う。
リーガルウォールがあれば何かを描きたいと思うか	自分は昔も今も許可を受けた場所にできるだけ描くようにしている。合法的な場はあればよいと思う。	もちろん描く。海外にあるようなそういう場所を日本でもつくって欲しい。	ゆっくり時間をかけて自分のスキルがどれくらいのものか見てみたいので描く。	描くけど、どのような場所なのかにもよると思う。	描く。	描けるなら描きたい。	描くかもしれない。条件による。分からない。

表３　落書き対策とリーガルウォールについて自治体へのアンケート調査

自治体	A	B	C	D	E
落書きが増加した時期とその特徴	・平成4年から平成5年頃に増加。平成6年から対策を実施。 ・商店街や住宅街の塀やシャッターに多い。	・発生した時期は不明だが、平成12年に問題が取り上げられた。 ・道路、公園など公共の施設、また、商店街のシャッター・壁・塀などスプレーを使った落書き。	・平成11年頃から市街地の中心部で多く見られるようになってきた。 ・公共の場所や市街地の建物での落書きが目立つ。	・厳密な時期は分からないが、平成7年頃から増加し、平成12年から苦情が増えた。 ・繁華街だけでなく、幹線道路沿い、鉄道沿線等、商店街など、広い範囲で散見される。	・20年ほど前からあったが、急速に増えだしたのは平成12年頃から。 ・海岸沿いの堤防や、若者の集まる公園など。
落書き防止に関わる活動	・被害を受けた市民からの申し出により、直接的に自治体が落書きを消去する事業 ・市民が自主的に落書きを消去する場合、ローラーやペンキ皿などの貸し出し ・落書き消し講習会の実施	・ポスターの中で「落書き防止」の啓発、街頭で啓発ティッシュを配布 ・「落書きをやめよう」を月間の重点事項の一つとしてPRしている	・落書き消去・貼り紙 ・子どもたちを含めた地域や組織での消去活動 ・落書き予防のための啓蒙活動	・落書きを地域の問題として意識してもらえるようにメディアを活用した広報啓発 ・ 消去溶剤提供、清掃用具貸与などの支援 ・ 繰り返し落書きされていた箇所への壁画制作	・悪質なものはすぐに消去している。大規模なものは数年に一度くらいに塗り直す。 ・地元のNPOと連携した防止活動を行っている。
落書き対策の一つとして「リーガルウォール（合法的な落書き壁面）」を取り入れることについて	青少年の逸脱行動のひとつとして、落書き行為が存在している現状にあることから、そうした場を設けることは困難ではないかと考える。地域の人的財産に協力を求めた形の「壁画制作」については、効果が期待できるのではないかと思う。	落書き防止の啓発活動で、本当に伝えたいのは落書きの描き手であり、そういう意味で彼らとの接点をもった取り組みをしていかなければならないとは思う。	落書きは芸術行為とは別物であり、犯罪行為である(上手いかどうかは判断基準にならない)。落書き対策としてキャンバスを与えることは、こうした行為を認めたことに等しく、対応策として適当でないと考えられる。	個人的には興味深い手法の一つであると思うが、実施にあたっては相当のルールが付けが必要である。また、実施場所についても「その完成を理解する人が集う場所」というのが前提条件としてあるのではないかと思う。	現在のところ、描き手を把握できていない。全く否定的というわけではないが、他の地域でやられていないため、すぐに導入することは難しい。市民の理解も得られるかどうか疑問。まず、落書きを消去するほうが先決である。

違法行為を行う上でも罪悪感を持っており、現在は合法的な描画活動だけをしていたり、大きな迷惑がかからないように場所を慎重に選んだりしている者もいる。リーガルウォールを導入することについては全員が肯定的であり、そういう場に積極的に参加したいと考えている。ただし、表に示した以外の者からは、合法的な場所があっても違法な落書きを止めないという意見もみられた[注6]。

次に、落書きされる被害が拡大している地域の自治体に、落書き被害の特徴と対策、自由に絵を描かせる場を設けるという試みの是非に対するアンケート調査を行った。対象としたのは、2003年4月までに落書き防止に関わる条例を制定した4自治体と、落書き対策の取り組みをWebなどで公表していた4自治体の計8自治体である。調査は2003年6月～11月に実施した。7自治体に対しては調査用紙を郵送し、1自治体については面談によりアンケートを行った。回答が得られた5団体のものの抜粋を表3に示す。リーガルウォールに関しては、「自治体としての回答ではなく、担当者の個人的な見解である」と言及されたものが複数あったため、自治体名を伏せることとした。取り組んでいる落書き対策には、消去活動や講習会、壁画制作などがある。基本的に落書きは描写の如何に関わらず犯罪行為であるという認識が強く、リーガルウォールのような自由に描かせる場を導入することについて否定的な意見が多かった。ただし、描き手との何らかのコミュニケーションを取る試みは必要であるという意見や、市民の理解が得られる壁画制作であれば可能性があるのではないかという考えもみられた。

3. 落書き対策としての壁画制作活動の課題

これらの調査を基に、表4に、落書き対策としての壁画制作について、一般的な壁画制作とリーガルウォールの長所と短所をまとめた。従来の壁画制作の長所としては、景観が美化されることや、落書きなど破壊行為の抑制につながることがある。また、学生や住民に壁画制作の体験をさせることは、美術教育やレクレーション活動に寄与するだけでなく、落書き問題に対する住民意識や地域への愛着心の向上にもつながりやすい。短所としては、描き手が特定の専門家や学生など予め指定された上で活動が進められる場合が多いため、街に絵を描くことを真に望んでいる者

表４　落書き対策としての壁画制作の比較

	一般的な壁画制作活動	リーガルウォール
長所	・(落書きが消されて)景観が美化され、芸術作品が生まれる ・参加者への美術教育 ・商店街など地域の活性化 ・落書き防止と、防犯に繋がる ・地元住民と協同する場合、落書き問題に対する地域の意識や愛着感を向上できる	・自己表現の機会を与えられる ・合法的な場を設けることで、違法な落書きを抑えることができる ・活動的な場所となったり、描き手と地域住民とのコミュニケーションの場となる可能性がある ・レベルの高い絵が描かれると、活性化や景観の美化につながることがある
短所	・特定の小中学生や美大生へ依頼されることが多く、落書きの描き手側へは表現する場を閉ざしたままである ・絵の内容によっては落書きする者を挑発することもある ・素人の描き手では完成度が低く稚拙なものになりやすい ・落書きされたら修復しなければならない ・個人の表現が重視されると街の景観に適さないものになりやすい	・落書きをする者に練習の場を与えることになる ・違法行為を楽しむ者や、違法に描くことを信念としている者には効果がない ・質の高い絵が描かれるとは限らない ・放置しておくと、そこを起点とし落書きが増加する ・描き手側の自由に描かれるため、街の景観に適さないものも多い ・壁面がすぐに不足する ・落書きを許容していると市民に誤解される可能性がある
ポイントと課題	・描き手の選定をオープンにし、落書き行為者や予備軍を巻き込んだ活動とする ・描き手と地域のコミュニケーションをとる ・落書きされたときのメンテナンスのしやすさを考える。修復しやすいデザインや入手しやすい塗料などを採用する ・落書きをされたら、すぐに消去する	・壁面を放置するのではなく、秩序の高い美しいものだけを認めたり、一定期間ごとに塗り替えるなどのルール作りが必要 ・違法な落書きを防止する活動と連携させる ・地域住民とのコミュニケーションをとる

が参加できるわけではないということがある。また門戸を開いていても、落書きする若者を取り組むような体制とはなっていない。さらに素人による壁画制作では、作品の完成度が低く、景観美化に繋がらないことや、落書きする側の方が描画のレベルが高いために反感を持たれるということもある。また、特定のアーティストに制作を依頼する場合は、個人の表現が重視されるために街の景観に適さないという問題が生じることがある。近年、落書きする若者と文化を共有することの多いグラフィティライターによって、合法的に壁画制作がされることもある[注7]が、落書き対策としての活動とは結びついておらず、周辺景観との調和も図れていないことが多い。

表4の右側に、リーガルウォールの長所と短所を示している。長所には、ストリートアートに携わる若者に自己表現の場を与えること、絵に

よって活気ある景観になること、人々が集まる活動的な場所になる可能性があることなどがある。短所には、違法性を楽しむ者に効果がないことや、質の低い描写がされる可能性があること、違法な落書きまで許容しているという誤解を与えることがあること、練習の場を与えることなどによって落書きが増加すること、などがある。

違法な落書きを抑制し、地域の人々に受け入れられると共に、街で絵を描きたいという若者を取り込んだ壁画制作活動を展開するためには、落書き対策としての壁画制作とリーガルウォールの短所を克服し長所を取り込むような手法をとる必要があると考えられる。従来の壁画制作には落書き行為者や予備軍を巻き込むことが課題となり、リーガルウォールでは描き手と地域住民のコミュニケーションをとることや、壁画を十分に管理することなどが課題となる。

4. 公募型壁画制作活動の試行

4.1 目的

一般的な壁画制作とリーガルウォールの様な落書き壁の仕組みを融合させることによって、単に落書きを抑制するだけでなく、若者の創造的な表現欲求を利用して、地域景観に美と活気を与えられるのではないかと考えられた。それは、特定の個人や団体に依頼するのではなく落書きを描く若者も含め、広く機会を提供するという壁画制作活動である。表4の課題を踏まえて、その活動には次の要素を盛り込むことが重要であると考えられる。

- 若者にとって魅力的な場所を提供する
- グラフィティなどストリートアートの活動とリンクさせる
- コンペ形式としてデザインを競わせる
- 時期を区切って壁画を入れ替える
- デザインの選定や壁画制作に住民と協同する機会をつくる
- 景観に調和するものとする

ここで提案した活動の実験として、大学生を落書きする若者や一般の描き手と見立てて、代々木八幡の八幡橋下トンネルと下北沢南口商店街の店舗シャッターの壁画制作に取り組むこととした。表5に実験の概要を、図3と4に制作過程を示す。

4.2 八幡橋下トンネル（東京都渋谷区代々木八幡）

(1) 提案内容

落書きの被害が著しい全長28mのトンネルの対策として、公募型壁画制作のシミュレーションを行った。渋谷と新宿に近い、都心の人通りの多い地域にある大壁面であり、絵を描く者にとって魅力的な対象である。ここで特定の者に壁画のデザインを任せるのではなく、絵を描きたいという者を募るコンペ形式で行うと共に、デザイン選定を住民の意見を取り入れて決定することを提案した。ここでは大学生を一般の応募者とみなしている。

(2) 実施内容

与えられた大規模な壁に大学生が壁画のデザインを行い、代々木八幡をモチーフにしたものからグラフィティ的な描写のものまで様々なもの7案を提案した。地域住民らと協議した結果、それらの中から「春の小川」をモチーフにしたデザインに決定した。その後、細部については地域住民にもデザインしてもらう余地を残し、共同で制作することとした。2003年10月に落書き消去と下塗り、壁画制作を実施した。落書きの被害に遭ったときに修復しやすいように、比較的単純な描写で原色のペンキを用いた。描き手と地域住民とのコミュニケーションがなされることで、長期的な管理も期待できると考えられる。本実験はコンペ形式と住民参加に主眼を置いたため、壁画のデザインはグラフィティに携わる若者を意識したものにはしなかった。

図3 八幡橋下トンネルの壁画制作過程

表5 壁画制作実験の概要

場所		代々木八幡・八幡橋下トンネル	下北沢の店舗シャッター
提案した活動		土木構造物の大壁面に対する、地域住民と協同したコンペ形式の壁画制作。与えられた大規模な壁に応募者が案を提案し、地域住民と共にデザインを決定する。	繁華街のシャッターへの公募型壁画制作。合法的に絵を描かせる場を提供し、公募形式で案を募集する。その中から所有者（代表者）が選定する。規則を定め、落書き防止活動と連携して運営する。
実際の活動	実施期間	2003年10月	2003年10月～2004年1月
	契機	落書き被害に苦しむ住民から、渋谷区と区内で落書き消去と壁画制作の活動に取り組むNPOに相談が持ち込まれた。NPOと筆者、住民の代表、渋谷区と東京都の職員らが一同に会し、対策を考えることとなった。	日本で有数の落書き多発地域の下北沢において、住民や商店主、世田谷区職員、警察官らが参加する落書き防止対策実行委員会が組織された。筆者は委員会に招かれ、その中で、公募型壁画制作を提案した。店主とのコンタクトは学生が行った。
	活動内容	八幡橋下トンネル（全長28m）の落書きを住民らが消去した。学生により提案された壁画の案を、住民との協議の上で一つに絞った。壁画制作を大学生と住民とで協同で行った。	落書きの最も多い駅前の店舗のシャッターに、サンプルとしての壁画（縦2.4m・横4.8m）を制作した。景観調和を考えるとともに、落書きする若者にも興味を持ってもらうようなデザインとした。
	協力団体	東京都、渋谷区、上原・富ヶ谷地区美化推進委員会、ＮＰＯ法人ＧＪ５、地元小学生	下北沢南口商店街、下北沢落書き防止対策実行委員会、マツヤ不動産

(3) 実施結果

実施から2週間以内に、小さな落書きが3箇所見つかり、直ちに住民によって修復さることとなった。しかしその後、2006年5月まで、目立つ落書きは発生しておらず、落書き防止対策としては成功したといえる。壁画のデザインは、地域住民には概ね好意的に受け入れられたが、表現の稚拙さに対する指摘も若干みられた。ただし、閉鎖されたトンネル内部のためか、周辺景観との調和を問題視した意見は聞かれなかった。また、コンペ形式で選定された図案は、結果的には牧歌的なものとなり、前衛的なものとはならなかった。グラフィティの活動とリンクさせる場合、住民に受け入れられるようなデザインを考えていくことが課題になるだろう。

またこの活動の終了後も、住民とNPOは、トンネル周辺の他の落書き消去活動を継続して行っている。2004年3月には、トンネルと70m離れた位置にある幅約30mの大壁面の落書きを住民が主体となって消去し、その上に、地域の風景や遺跡をモチーフとした壁画が制作された。

4.3 下北沢の店舗シャッター（東京都世田谷区北沢）

(1) 提案内容

近年、落書きの被害が顕著な繁華街のシャッターへの公募型壁画制作について提案したものである。劇場やライブハウス、古着屋などが多い若者に人気の街であり、この街で表現したいという要求は高いと思われた。そこで筆者らは次のような活動を商店街に提案した。すなわち、①描き手をあらかじめ特定するのではなく、Web上などで全国に広く公募することで、表現の場を求めるすべての人に機会を与えるようにする、②デザインを店主や住民、商店会で決定し、数ヶ月ごとに絵を入れ替える、③落書きする若者の一部を取り込むように働きかけ、それによって彼らにも違法な落書きを抑止させる立場に向いてもらうようにする、である。そして、この活動のサンプルとして一つの壁画を制作した。

(2) 実施内容

下北沢南口商店街と相談し、この計画の見本となるように、駅前の最も目立つ店舗のシャッターに壁画(縦2.4m・横4.8m)を制作した。デザインは下北沢で活動する若者を表現することとし、この場所を中心に活動しているインディーズバンドの3人のメンバーの顔をモチーフとした。グラフィティに携わる若者にも興味を得られるようなデザインとするようにし、かつ違法な落書きとは誤解されないような質のものとした。周辺の景観とも違和感がないように配慮し、原色のペンキを用いず、白色と混色して彩度を落とし明度を高めるようにした。2003年10月に落書き消去と下塗りを行い、2004年1月に壁画制作を実施した。

繁華街のシャッターに公募形式で壁画を製作することのシミュレーション

①落書き消去中

②落書き消去後

地域住民らによる夜間の落書き消去活動（左図、2003年10月20日）。落書き消去後のシャッター（右図）。落書きされていた中から駅前にある大シャッター（2.8m × 4.8m）を壁画の対象として選定した。

④壁画制作

地域と関係の深い壁画とするため、下北沢で活動している実在のインディーズバンドの顔をモチーフとしたデザインとした。店舗のオーナーと商店街の了承を得た。

⑤完成

深夜の作業（1/6–10）を経て完成した壁画。色合いやデザインに下北沢らしさを出すとともに、周辺の景観とも調和するように考慮した。

図4　下北沢の店舗シャッターへの壁画制作過程

(3) 実施結果

壁画制作後、2006年5月までこのシャッター上に落書きはされていない。また周辺景観を乱しているという意見も聞かれず、概ね好意的に受け入れられている。

この活動後2004年3月より、筆者の提案内容とは少し異なるものの、シャッターに対する公募形式の壁画制作活動が開始された。Webなどを通じてデザイン案を募り、2004年末までに28箇所の壁画が完成している[注8)]。何れの壁画の上にも落書きはされていない。応募者は大学生や主婦、フリーのイラストレーターなどが多く、シャッターへの壁画をきっかけに、絵画制作の依頼を受けた者もいる。しかし現在のところ、落書きする若者を巻き込むような活動までには至っていない。

5. まとめ

本研究では、落書き対策としての壁画制作の現状の取り組みを調査し、それらの特徴をまとめた上で、落書きする若者へも門戸を開いた活動の可能性を検討した。一般的な壁画制作やリーガルウォールの長所を取り込み、公募の方法や管理体制が整えば、落書き防止と街の活性化を狙える手段となるものと考えられた。また、大学生らによる壁画制作の実験を行い、落書き対策としての有効性を確認した。地域住民と協同した活動を実施することにより、住民の絵に対する愛着がわきやすく、長く維持管理されやすくなるという利点もあることを示した。

今後の課題としては、グラフィティに携わる若者をどのように取り込むかということが挙げられる。絵画としてのグラフィティに対する一般の理解は浸透しておらず、またグラフィティ関係者は社会に対する警戒感を強く持つことが多い。住民参加型の活動と結びつけるには、両者の意識を汲み取り、互いにメリットとなるような方策を慎重に講じていかなければならない。そのためには、落書きに手を染める若者の意識や行動をより調査し、そのような意識を十分理解した者が活動の運営に関わる必要があると思われる。

注

注1）地方自治体の落書き対策として主なものを示す。奈良県は落書き防止に絞った条例を都道府県レベルで初めて平成13年7月に制定した。落書きの氾濫により損なわれた地域の美観の保持と県民の快適な生活の確保を目的としたものである。啓発活動などによる対策がとられているものの、具体的な実態調査は行われていない。岡山県は早くから落書き対策に取り組んできており、平成13年12月に条例が制定された。メディアによるPR活動、ボランティア団体による消去活動などによる対策がとられている。仙台市は落書きの氾濫が広範囲に及び始めてきたことから、条例を政令指定都市で初めて平成14年10月に制定した。メディアだけでなく音楽による啓発活動、ボランティア団体による消去活動による対策がとられている。

注2）グラフィティを扱う書籍や雑誌[2–9]やWeb[10]に、グラフィティライターのインタビューなどが掲載されている。違法に絵を描くことに対する信念を持つものとして、「描くことを許可されているのは単なる壁画であり、グラフィティではない」「グラフィティは政治的行為であり、グラフィティライターは許可を求め

てはいけない。 場所を購入するのではなく固着するのだ。」「殺風景なコンクリートの街を芸術的にする」「視覚的に世界を変えたい」「多くのキッズに創作の素晴らしさを与えることのできる」「グラフィティは他では得る事のできない人々との関わりと未来の道を開いてくれる」「社会的に重要な芸術家として認識されるような作品を残す」 などがある。

注3）リーガルウォールやフリーウォールが機能しなかった事例として次のようなものがある。 サンフランシスコでフリーウォールを設けたところ、 合法・非合法を問わず通りが落書きで埋め尽くされたため、 撤廃した（Emily Pudalov: "I was here" Graffiti, Art, and Vandalism, The College Hill Independent, USA, 2002.11.22）。 カナダのバンクーバーでは2001年にフリーウォールを導入することが議論され（City of Vancouver Administrative Report, RTS No. 2202, 2001.7.23）、スケートボードパークやトンネルの壁面で導入したが、 何れもその周辺で落書きが増加し減少には結びつかなかったとしている（City of Vancouver Administrative Report, RTS No. 2623, 2002.3.26, 同じくRTS No. 02730, 2003.7.20）。その他にも、Nograf Network Inc.（http://www.nograffiti.com）では、 カリフォルニアのサンノゼやHuntington Beachでも同様にフリーウォール周辺に違法な落書きが顕著に増加したと指摘している。

注4）オーストラリアのNSW州では2000年よりリーガルウォールを設置しているが、 そこでは描く絵について幾つかの規則を定めたり、 定期的に壁面を塗り直すことで長期的な運用を行っている。 カナダのオタワでは2002年頃より、 橋脚や公園内に地元のアーティストと協同した壁画制作活動を行っている。フィラデルフィアでは、 1984年Anti-Graffiti Networkを組織し、 街の景観向上と住人のリクリエーションを目的として、 落書きで汚れた壁に壁画を描く活動を行った。 2001年までに約2000個の壁画を制作している。

注5）インタビューに際しては、「落書き」という用語の代わりに「グラフィティ」を用い、グラフィティに対して肯定も否定もしない中立的な立場で質問を行った。 それでも大半の方から回答が最後まで得られなかった。 その理由として、 質問する内容に対して全く意識をしていなかったことや、 聞き手がグラフィティをよしとする立場でないことを認識したためではないかと推測している。 最後まで回答していただいたのは、 比較的経験があるという傾向があった。

注6）合法的な場が提供されても落書きやめない理由として、「違法な行為自体にスリルを感じる」「絵を描くことに合法も違法も関係ない」「描く事に社会的秩序を考えていたら、何も表現できない」「グラフィティ文化中には違法行為が存在している以上、 それを切り離すことはできない」 などの意見があった。 また、「自分は違法行為はしないが、 違法なグラフィティを文化として認める」というような意見もみられた。

注7）東京では渋谷や代官山などでグラフィティライターによる合法的な壁画が存在していた。 近年の大規模なものは、 NPOコンポジションが2004年3月よりグラフィティライターと共同で、渋谷区の宮下公園と渋谷川護岸に大規模な壁画を作成している。 また、 水戸美術館では2005年10月に「X-COLOR/ グラフィティ in Japan」という展覧会を開催し、 展覧会と合わせて水戸市内13箇所にグラフィティライターによる壁画を制作した。

注8）下北沢南口商店街の主導によって、「キャンバス貸します」という活動が実施された。 2004年3月より募集を行ったところ、 74名の応募者が集まり、28店舗のシャッターに38名の参加者により順次壁画が制作された。

参考文献

1）小林茂雄：都市の街路に描かれる落書きの分布と特徴－渋谷駅周辺の建物シャッターに対する落書き被害から－、 日本建築学会計画系論文集、No.560、 pp.59-64、 2002.10

2）小林茂雄：都市における落書きと周辺環境との適合性に関する研究　落書きが周辺環境に対して持つ否定的側面と肯定的側面、 日本建築学会環境系論文集、 No.566、 pp.95-101、 2003.4

3）Murray, J. and Murray, K. : Broken Windows : Burning New York , Gingko Press, 2002

4）Cooper, M. and Chalfant, H. : Subway Art, Henry Holt & Company, 1984

5）Henry C. and Prigoff J. : Spraycan Art., Thames & Hudson Inc., 1987

6）能勢理子：ニューヨーク・グラフィティ、 グラフィック社、 2000.7

7）デザイン・グラフィックアートの世界線、 Studio Voice, vol.306, pp.20-65, 2001.6

8）拡張するグラフィティ、 Studio Voice, vol.360, pp.22-53, 2005.12

9）グラフィティの未来系、 Studio Voice, vol.314, pp.16-57, 2002.2

10）Art Crimes The Writing on the Wall　http://www.graffiti.org/

11）Poyner, B.（小出治、 清水賢二、 佐々木真郎、 高杉文子訳）：デザインは犯罪を防ぐ－犯罪防止のための環境設計－（財）都市防犯研究センター、 1991

12）松井勇、 湯浅昇、 米久田啓貴、 石上康史：落書きの実態と建築材料の落書き除去性に及ぼす試験条件の影響－材料の落書き除去性評価方法に関する研究（その1）－日本建築学会構造系論文集、 No.557、 p.43-48、 2002.7